

逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託
に関する協議について

逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約
を次のとおり締結することについて協議する。

(別紙)

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

可燃ごみの焼却処理(焼却処理後の焼却灰の処理を含む。)に関する事務を逗子市に委託することについて協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により提案するものであります。

逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協議書

逗子市と葉山町は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、可燃ごみの焼却処理に関する事務について、次のとおり協議し同意するものとする。

逗子市及び葉山町は、逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約（別紙）を承認し、同規約に定める諸条項に基づき当該事務の円滑な運営を図るものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、逗子市長及び葉山町長記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

逗子市長 平井 竜一

葉山町長 山梨 崇仁

逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 葉山町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、可燃ごみの焼却処理（焼却処理後の焼却灰の処理を含む。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を逗子市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、逗子市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）で定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に関する経費（以下「経費」という。）は、葉山町の負担とし、経費の額及び納付の時期は、逗子市長が葉山町長と協議して定める。この場合において、逗子市長は、あらかじめ、経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を葉山町長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 逗子市長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、逗子市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 逗子市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を葉山町長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度における経費に対し、葉山町が逗子市に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の葉山町の納付額において行うものとする。

(連絡会議)

第7条 逗子市長及び葉山町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 逗子市長は、委託事務の管理及び執行について適用される逗子市の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ葉山町長に通知しなければならない。

2 逗子市長は、委託事務の管理及び執行について適用される逗子市の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、直ちに当該条例等を葉山町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、葉山町長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、逗子市長及び葉山町長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 葉山町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する逗子市の条例等が葉山町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協定書

逗子市及び葉山町は、可燃ごみの焼却処理に関する事務の管理及び執行に関し、逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約（平成30年4月1日施行。以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（経費の算出方法）

第1条 規約第3条に規定する経費の額の算出方法は、別表のとおりとする。

（経費の清算）

第2条 規約第6条に規定する経費の調整は、当該過不足が生じた年度の逗子市及び葉山町の歳入歳出決算の議決後最初に到来する経費の納付において行うものとする。

（連絡会議）

第3条 規約第7条の連絡会議は、逗子市長及び葉山町長がそれぞれ指定する者をもって組織する。

（条例等の制定又は改廃の場合の協議）

第4条 葉山町長は、規約第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、逗子市長に協議を申し入れることができる。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度逗子市長及び葉山町長が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、逗子市長及び葉山町長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

逗子市 逗子市逗子五丁目2番16号

逗子市長 平井 竜一

葉山町 三浦郡葉山町堀内2135番地

葉山町長 山梨 崇仁

別表

項 目	算出方法
建設改良費（資本費）	○交付対象部分 ・処理量で按分 ○交付対象外部分（単独事業） ・処理量で按分（ただし、施設周辺の整備は施設を整備するものが負担する。）
運営費	・処理量で按分

備考

- 1 葉山町が負担する費用の額は、左欄に掲げる項目に、それぞれ右欄に掲げる算出方法により算出したものとする。
- 2 算出した費用負担に1円未満の端数があるときその他の調整が必要なときは、逗子市長及び葉山町長が協議の上これを決定する。
- 3 「処理量」とは、処理施設で処理される可燃ごみの量とする。
- 4 「交付対象部分」とは、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知別紙）第2の2に定める交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）を実施する場合において、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）6 に定める交付対象事業費（以下「交付対象事業費」という。）から交付金の額を控除したものとする。
- 5 「交付対象外部分（単独事業）」とは、実施する事業が交付対象事業のときは、当該事業の総事業費から交付対象事業費を控除したものと、交付対象事業でないときは、当該事業の総事業費とする。